

## 京都市の伝統産業に関する要綱

第1条 市長は、京都市伝統産業活性化推進審議会の議を経て、京都市伝統産業活性化推進条例（以下「条例」という。）第2条第1項第1号に規定する「伝統産業」に該当するものとして運用する個別・具体的な品目等（以下「品目等」という。）を決定する。

2 市長は、前項の決定に当たり、条例第2条第1項第1号に規定する「伝統産業」の製造等に現に従事すると考える者に調査票の提出を求めることができる。

3 市長は、必要があると認める場合は、前項の調査票の提出に加えて、調査を行うことができるものとする。

4 本条第2項に規定する調査票は、別記様式によるものとする。

第2条 市長は、前条に規定する決定を行った場合、品目等について公表するものとする。

附則 この要綱は、平成17年12月16日から施行する。